

熊本地震の被災者が熊本県営住宅へ公募によらない入居（特定入居）をすることに伴う熊本県営住宅条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人の連署のない請書の取扱いに関する事務取扱基準

（この事務取扱基準の目的）

第1条 この事務取扱基準は、熊本地震の被災者が熊本県営住宅条例（昭和35年熊本県条例第11号。以下「条例」という。）第6条第5項に規定する公募によらない入居（以下「特定入居」という。）をするにあたって、条例第9条第1項第1号に規定する「連帯保証人の連署のない請書」の提出に関する要件や手続き等について定めることを目的とする。

（連帯保証人の連署のない請書の提出に関する要件）

第2条 条例第9条第1項第1号に規定する「当該請書を提出することができない特別の事情がある場合で知事がやむを得ないと認めるとき」とは、入居決定者が努力を尽くしたにもかかわらず、同号に規定する連帯保証人1人の連署する請書を提出できない場合で、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合をいう。

（1）平成26年4月1日施行の「熊本県営住宅条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人の連署のない請書の取扱いに関する事務取扱基準」の適用を受けること。

（2）入居決定者が入居後も引き続き連帯保証人の連署する請書の提出に努力することを誓約のうえで、身元引受人1人若しくは、緊急連絡先を届け出ること。

（連帯保証人の連署のない請書の提出に関する手続）

第3条 入居決定者は、前条第2項の適用を受けて連帯保証人の連署のない請書を提出する場合、次の各号に掲げる書類を併せて知事に提出しなければならない。

（1）誓約書（別記第1号様式）

（2）身元引受人若しくは緊急連絡先調書（別記第2号様式）

（身元引受人若しくは緊急連絡先の変更）

第4条 入居者は、身元引受人若しくは緊急連絡先が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、身元引受人若しくは緊急連絡先の変更を届け出なければならない。

（1）住所、居所、連絡先が変更又は不明になったとき。

（2）身元引受人が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。

（3）身元引受人若しくは緊急連絡先の相手方が死亡したとき。

2 前項の規定により届出は、前条第2号の身元引受人若しくは緊急連絡先調書の提出をもって行うものとする。

（入居の決定の取消し）

第5条 知事は、入居者が第4条第1項の規定による手続きを行わない場合には、県営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

2 前項の入居の決定の取消しは、当該入居決定者に書面で行うものとする。

3 第1項の規定により入居の決定を取り消された入居者は、知事が別に指示する期間内に当該県営住宅を明け渡さなければならない。

（住宅の検査）

第6条 入居者は、当該県営住宅の入居の決定を取り消され、明渡しを行うときは、知事の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が県営住宅の様替若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置したときは、前項の検査を受けるまでに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。ただし、あらかじめ知事の承認を得て、県営住宅の様替若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置した場合で、知事が原状回復又は撤去の必要がないと認めたときは、この限りではない。

附 則

この基準は、平成30年5月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

誓 約 書

年 月 日

熊本県知事 様

入居決定者 住所
氏名 印
電話番号 ()

私は、熊本県営住宅への入居後も熊本県営住宅条例（昭和 3 5 年熊本県条例第 1 1 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定による連帯保証人 1 人の連署する請書を提出するための努力を引き続き行うことを誓約します。

また、連帯保証人 1 人が連署する請書の提出に代わって、別紙のとおり身元引受人若しくは緊急連絡先調書を提出します。

なお、上記誓約を遵守できないときは、入居の決定を取り消され、退去することになっても、一切の異議を申し立てません。

（入居予定の県営住宅等の状況）

県営住宅団地名	団地
棟 号	棟 号
入 居 予 定 日	年 月 日

別記第2号様式（第3条関係）

身元引受人若しくは緊急連絡先調書

県営住宅団地名及び棟号	団地	棟	号
入居決定者氏名			
入居決定者生年月日	年	月	日

（入居決定者）

私が、県営住宅入居中に行うべき各種手続等を行うことが困難となったときは、以下の身元引受人が、身元を引受け、各種手続を行うことに異存ありません。

また、身元引受人を届け出ることが困難な場合に、私が県営住宅入居中に行うべき各種手続等を行うことが困難となったときに、県等から以下の緊急連絡先に連絡していただくことに異存ありません。

年 月 日

入居決定者氏名 _____ 印

（身元引受人）

私は、上記の県営住宅の入居決定者の身元引受人となり、裏面に記載された身元引受人の役割を引き受けることを誓約します。

（緊急連絡先）

私は、上記の県営住宅の入居決定者の緊急連絡先となり、裏面に記載された役割を引き受けることを誓約します。

年 月 日

身元引受人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	実印
	生 年 月 日	年 月 日
	自 宅 電 話 番 号	
	携 帯 電 話 番 号	
緊急連絡先	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	印
	生 年 月 日	年 月 日
	自 宅 電 話 番 号	
	携 帯 電 話 番 号	
	入居決定者との関係	

(身元引受人の役割)

○入居決定者が行方不明又は死亡した際など、入居決定者が行うべき各種手続を行うことが困難となった場合に、入居決定者に代わり各種関係機関への届出を行うほか、県営住宅の明渡に関する手続を行うこと。

○入居決定者が入院等の理由により、引き続き15日以上住宅を使用しない場合のほか、入居決定者に連絡が取れない場合の緊急の連絡先として、県から入居決定者への連絡が行えるよう協力すること。

(緊急連絡先の役割)

○入居決定者が入院等の理由により、引き続き15日以上住宅を使用しない場合のほか、入居決定者に連絡が取れない場合の緊急の連絡先として、県から入居決定者への連絡が行えるよう協力すること。

(添付書類)

○身元引受人の印鑑登録証明書（緊急連絡先の場合は不要）